

## 横浜市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱

制 定 平成 23 年 9 月 30 日 環創管保第 1522 号（局長決裁）  
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 環創管保第 1426 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、良好な水環境を形成するために雨水貯留タンクを設置する者に対し、雨水貯留タンク設置助成金を交付することにより、水循環の再生を強化し、雨水浸透機能を向上させることを目的とする。

2 横浜市雨水貯留タンク設置助成金（以下「助成金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水利用 雨水をタンクに貯留し、植木や花壇、庭への散水等に活用することをいう。
- (2) 雨水貯留タンク 雨水貯留タンクとは雨水利用に供することを目的として、雨どいから雨水を貯留するための地上に設置するタンクをいう。
- (3) 付属品等 付属品等とは置台、転倒防止チェーン、接続に必要な部材等をいう。

（交付対象者）

第 3 条 この要綱における助成金交付対象者は、市内の建築物（集合住宅の場合は、区分所有部分の一つの建築物とみなす）の所有者。ただし、次に掲げる建築物へ、雨水貯留タンクを設置する者は、この要綱における助成金交付対象者とししない。

- (1) この要綱による助成金の交付を過去に受けたことのある建築物
- (2) この要綱による助成金と同種の助成金又は補助金の交付を受ける建築物及び過去に受けたことのある建築物

2 助成金の交付対象となる雨水貯留タンクは、1 建築物当たり 1 基とする。

（交付対象及び助成金額）

第 4 条 助成対象となる雨水貯留タンクの基準は次に掲げる各号を全て満たすものとする。

- (1) 100 リットル以上貯水容量がある既製品であること（連結式タンク等、製品の形状は問わない。）。
- (2) 密閉構造であること。
- (3) 本助成金の申請を行う年度内に購入し、かつ当年度の申請期限内に申請していること。

2 助成金額は、前項の基準を満たす雨水貯留タンク（付属品等を含む）の 2 分の 1 の額とし、20,000 円を限度額とする。但し、設置費及び送料は助成の対象とならない。

3 助成金額の算定に当たり、端数が生じた場合は、100 円未満を切り捨てるものとする。

（助成金交付の申請及び設置完了報告）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、市長あてに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 横浜市雨水貯留タンク設置助成金交付申請書兼設置完了報告書（第 1 号様式）
- (2) 領収書の写し（日付、氏名、品名、製品名、金額の内訳が明記されているもの。領収書が発行さ

れない場合は、購入を証する書類)

(3) 設置状況写真(雨どいに接続されていることが分かるもの)

2 補助金規則第5条第3項の規定により交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する書類とする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により設置完了報告書への添付を省略させることができる書類は、同規則第14条第1項第3号、第4号、第5号、同条第2項第1号及び第2号に規定する書類とする。  
(助成金の交付決定及び額確定)

第6条 市長は、前条の申請及び報告があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成事業の目的及び内容が適正であると認めたときは、助成金の交付の決定及び額の確定をし、申請者に対し、横浜市雨水貯留タンク設置助成金交付決定兼額確定通知書(第2号様式)によりその結果を通知するものとする。

2 市長は、第1項の審査の結果により、助成金の交付をしないことと決定したときは、横浜市雨水貯留タンク設置助成金不交付決定通知書(第3号様式)によりその結果を通知するものとする。

3 市長は、審査上必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 市長は、必要があると認めた場合には、当該報告に係る雨水貯留タンクの設置について、職員をもって現地の状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(助成金交付の請求)

第7条 申請者は、前条の規定による通知書を受領してから、30日以内に、横浜市雨水貯留タンク設置助成金交付請求書(兼委任状)(第4号様式)に当該通知書の写しを添付して、市長あてに提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第8条 助成対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

2 助成金の交付を受けようとする者は、第5条の規定による助成金交付の申請及び設置完了報告時において、当該助成金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に助成金の額を助成対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを助成金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

3 助成事業者は、助成金交付申請書兼設置完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

(1) 助成事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(2) (1)に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

4 市長は、第6条の規定により助成金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、第7条の規定による助成金の交付の請求を受けた場合において、受領後30日以内に助

成金を当該申請者に交付する。

2 助成金の交付は、当該申請者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。  
(交付決定の取消し・返還)

第10条 市長は、助成金交付の決定及び額の確定をした場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、決定を取消し、助成金の全部又は一部について返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
  - (2) 虚偽の申請又は不正の手段によって助成金の交付を受けたとき
  - (3) その他市長が必要と認めたとき
- (良好な維持管理)

第11条 申請者は、雨水貯留タンクを常に良好な状態で管理し、雨水利用の推進に努めるものとする。  
また、雨水貯留タンクの点検及び清掃等の維持管理、破損した場合等の修繕に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(免責事項)

第12条 雨水貯留タンク設置完了後、雨水貯留タンクの異常、管理不行き届き等からその他の者に事故、問題等が生じた場合、市はその責を負わない。

(関係書類の整備)

第13条 申請者は、雨水貯留タンクの設置に係る経費の支出を明らかにした書類、領収書等を整備し、助成金の交付を受けた日に属する横浜市の会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付実施に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。